

改正

令和3年3月25日条例第19号

令和3年6月30日条例第27号

令和5年6月30日条例第21号

令和6年3月26日条例第23号

長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件並びに従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

(申請者の要件)

第3条 法第38条第3項（第39条第2項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(重要事項の説明等)

第4条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあったときは、その者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、その者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程（第24条において準用する長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第52号。以下「障害者支援施設基準条例」という。）第6条に規定する運営規程をいう。第18条において同じ。）の概要、従業者の勤務体制その他のその者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を

行い、施設障害福祉サービスを提供することについてその者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第5条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者と施設障害福祉サービスの利用に係る契約をするときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設が提供する契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給決定を受けた支給量を超えてはならない。

- 3 指定障害者支援施設は、支給決定障害者と施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他の必要な事項を当該支給決定障害者に係る支給決定を行った市町村等に対し報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

（施設障害福祉サービスの提供の拒否の禁止）

第6条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第7条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスを利用することについて市町村等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（受給資格の確認）

第8条 指定障害者支援施設は、利用申込者に対し施設障害福祉サービスを提供しようとするときは、その者の提示する受給者証によって、その者に係る支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第9条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を

考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者等が行う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第10条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して自立訓練を行う場合には、従業者に、身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第11条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、その提供した日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。この場合において、その提供をした者が施設入所支援を受ける者以外の者である場合には、当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る施設障害福祉サービスを提供したことについて支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 指定障害者支援施設が支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定による支払を求めるときは、その用途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第13条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額（指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領（指定障害者支援施設が法第29条第4項の規定により市町村等から指定障害福祉サービスに要した費用について支払を受けることをいう。第15条において同じ。）を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受け

ることができる。

- 4 指定障害者支援施設は、第1項から前項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額の管理)

第14条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額の通知等)

第15条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、その者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、

費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(市町村等への通知)

第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を当該支給決定障害者に係る市町村等に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第17条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関等（第25条において準用する障害者支援施設基準条例第39条第1項に規定する協力医療機関及び同条第2項に規定する協力歯科医療機関をいう。）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第19条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、その従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第20条 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設を適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第21条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等（次項において「一般相談支援事業者等」という。）又はこれらの従業者に対し、これらの者が指定障害者支援施設の利用を希望する者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該一般相談支援事業者等を利用者又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第22条 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村等が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは施設障害福祉サ

サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村等の長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村等の長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村等の長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、都道府県知事、市町村等又は市町村等の長からの求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村等又は市町村等の長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

(会計の区分)

第23条 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第24条 指定障害者支援施設は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 第11条第1項に規定するサービスの提供の記録

(2) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第18条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画

(3) 第16条に規定する市町村等への通知に係る記録

(4) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

(5) 第22条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第44条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第25条 障害者支援施設基準条例第3条、第6条、第7条、第10条（第1項ただし書を除く。）、第11条（第7項を除く。）、第12条第1項及び第3項、第13条から第15条まで、第17条から第34条まで、第36条から第40条まで、第44条並びに第45条の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、これらの規定（障害者支援施設基準条例第3条第3項、第36条第3項、第36条の2第2項、第40条第3項第3号及び第45条第2号を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害者支援施設基準条例第3条第3項、第36条第3項、第36条の2第2項、第40条第3項第3号及び第45条第2号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害者支援施設基準条例第6条第6号中「利用者」とあるのは「長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第1号に規定する支給決定障害者」と、障害者支援施設基準条例第11条第1項中「には、次に」とあるのは「には、次の各号（第1号を除く。）に」と、障害者支援施設基準条例第17条第3項中「配慮するよう努めなければならない」とあるのは「配慮しなければならない」と、障害者支援施設基準条例第18条第1項中「施設長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中「第19条の3第1項」とあるのは「第25条において準用する障害者支援施設基準条例第19条の3第1項」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、3月）」と、障害者支援施設基準条例第19条の3第2項中「第18条第6項」とあるのは「第25条において準用する障害者支援施設基準条例第18条第6項」と読み替えるものとする。

(書面に代わる方法等)

第26条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第5条第1項、第8条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、規則で定めるものにより行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付

等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、規則で定める方法によることができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。）については、第25条において準用する障害者支援施設基準条例第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、多目的室を設けないことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和3年3月25日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第3条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第23条、第6条の規定による改正後の長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条並びに第7条の規定による改正後の長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項（第2条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条において準用する場合を含む。）及び第45条（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第

105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第25条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第18条、新福祉ホーム基準条例第14条並びに新障害者支援施設基準条例第36条の2（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第34条第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第81条第1項、第116条の11第1項並びに第116条の17第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第54条第2項において準用する場合を含む。）及び第47条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第57条第2項、第57条の5第2項、第70条第2項、第70条の4第2項、第100条第2項、第100条の4第2項、第105条第2項、第105条の4第2項、第109条第2項、第112条第2項、第113条第2項、第116条第2項、第119条第2項、第119条の2の9第2項及び第119条の10第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第19条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第38条第2項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第35条の2第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第

43条の4第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第40条第3項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和3年6月30日条例第27号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の2（第1条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における新障害者支援施設基準条例第19条の3（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。